

千葉県図書館資料取扱委員会事務処理要領

第1条 目的

この要領は、千葉県図書館が所蔵する図書館資料（以下「資料」という。）の提供に関する諸問題と当該資料の取り扱い措置等を検討するため、千葉県図書館資料取扱委員会（以下「委員会」という。）を設置し、もって資料の利用について、適性かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

第2条 委員会の構成及び運営

- 1 委員会の構成員は別表の職にある者をもって充てる。なお、地区図書館職員については、中央図書館長が指名する。
- 2 委員の任期は、1年とする
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は中央図書館長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を統括し、会議を主宰する。
- 5 委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置く。
- 6 部会は必要に応じて開催し、委員会に調査及び検討の結果を報告する。
- 7 部会の構成員は別表2の職にある者をもって充てる。なお、資料班職員については、中央図書館情報資料課長が指名する。
- 8 部会長は、中央図書館情報資料課長補佐をもって充てる。
- 9 委員会の事務局は、中央図書館情報資料課に置く。

第3条 取扱措置等の協議

- 1 委員会は、公共図書館における資料提供の自由の理念をふまえつつ、対象となった資料の取り扱いについて、客観的、総合的に協議し、判断しなければならない。
- 2 委員会は、必要に応じて、前項の取扱措置の見直しを検討するものとする。

第4条 表示及び保管

資料提供の制限措置がなされた資料については、閲覧制限、非公開等の別を明示するとともに、制限事由、制限事項、制限期間等を付記し、他の資料

と区別して保管する。

第5条 適用除外

次に掲げる資料に付いては、この要領によらずにその提供を制限することができる。

- 1 提供することにより、亡失、損傷等のおそれがあり、保存が妨げられる資料
- 2 資料の全部又は一部の提供を制限することを条件に、購入、寄贈、寄託等がなされた資料
- 3 法令又は公的機関等の決定により、公開しないものとして取り扱われている資料

第6条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は中央図書館長が定める。

附 則

この要領は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

別表 1 委員会

中央図書館	館長 管理課長、情報資料課長、情報資料課長補佐、 資料班長、調査班長、児童青少年班長
地区図書館	みやこ図書館長、花見川図書館長、稲毛図書館長 若葉図書館長、緑図書館長、美浜図書館長 地区図書館職員 2名

別表 2 作業部会

中央図書館	情報資料課長補佐、資料班長、児童青少年班長、 管理課企画運営係長、資料班職員 1名、調査班 職員 1名
地区図書館	地区図書館職員 2名